

平成25年 7月 1日

事業者各位

大東市総務部契約課

大東市暴力団排除条例の制定について（お知らせ）

公共工事等の公金が、暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成25年7月1日から「大東市暴力団排除条例」が施行されます。

この条例では、公共工事等あらゆる契約から暴力団員又は暴力団密接関係者を排除するとともに、関係が判明すれば入札参加資格の停止や事業者名の公表を行います。

条例施行に伴う主な要請点は下記のとおりとなりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

要請点

- ・元請負人及び下請負人等には、暴力団と関わりがない旨の誓約書の提出すること
- ・下請との契約書に、暴力団との関わりが判明すれば契約解除する旨を記載すること
- ・不当介入があった際には、速やかに市へ報告すること